

# 障害学生へのインタビュー調査

## 目的

大学入試における特別措置申請の経緯およびその準備の現状について個別の事例を収集することを目的として、障害のある高校生本人や保護者、また彼らが在籍する（していた）高等学校の教員にインタビューを行った。インタビューにより得られた結果から、障害のある高校生の大学入試における特別支援措置について、障害学生への「合理的配慮」の提供という観点から考察し、望ましい特別措置申請の形を検討した。

## 方法

### 調査協力者

14名（男性8名、女性6名）の17～23歳（平均年齢19歳、2010年1月1日時点での満年齢）の障害学生で、平成21年度の受験生のインタビューを行った。また、本人以外にもインタビューができた事例に関しては、保護者6件、在籍する高等学校教員7件であった。14件の障害のある高校生の事例のうち、大学入試における特別措置申請を平成20年度入試またはそれ以前に経験していた者の人数は6名であり、他の8名は平成21年度に初めて経験した者であった。障害のある高校生14名のうち11名は一般校、3名は特別支援学校に通学していた。以上、インタビューへの協力が得られた高校生の障害種別を表1に示した。

### 実施場所・日時

インタビューの実施場所は、対象の障害学生が通っている学校または自宅（インタビュワーが訪問）、または東京大学先端科学技術研究センター内の会議室（対象者が来所）を使用した。保護者または高等学校の担当教員がインタビュー時に対象の高校生に同席するか否かは、各家庭の状況や希望に合わせ、統制しなかった。またインタビューは、2010年1月～3月の期間に実施した。

### 手続き

インタビューの内容については、以下に挙げた項目を聞き取りのポイントとした。特別措置申請の経験のある高校生に対しては、申請の経験について、時系列を追いながら具体的に申請の関連作業として行動した内容および、その際に感じた主観的な考えを聞き取った。インタビューは、障害学生への高等教育支援について実践的な経験を持つ4名のインタビュワーが、対象者の聞き取りを実施した。聞き取り内容のポイントは以下の9点に設定した。

1. 具体的な希望措置内容
2. 高校での指導体制・支援内容
3. 家族の協力体制・支援内容
4. 主治医との協力体制

1. 大学入試センター試験への特別措置申請内容
2. 志望大学（二次試験実施時）への特別措置申請内容
3. 特別措置申請時の担当者との打ち合わせ内容
4. 特別措置申請関連の情報をどこから得たか
5. 以上が起こった時系列を明らかにする

表1. インタビューへの協力が得られた障害学生の障害内容と受験，特別措置申請の経験

事例	障害名	特別措置
1	体幹機能障害（筋ジストロフィ）	申請
2	体幹機能障害（筋ジストロフィ）	申請
3	体幹機能障害（筋ジストロフィ）	申請
4	四肢体幹機能障害（脳性麻痺）	申請
5	四肢体幹機能障害（頸椎損傷）	申請
6	四肢機能障害（頸椎損傷）	申請
7	両上下肢機能障害（骨形成不全）	申請
8	体幹機能障害，視覚障害（疾病）	申請
9	聴覚障害（感音難聴）	申請
10	発達障害（アスペルガー症候群）	申請せず
11	発達障害（AD/HD，広汎性発達障害，抑うつ）	申請せず
12	高次脳機能障害（視覚障害，視覚失認，軽度左半身麻痺）	申請
13	高次脳機能障害（記憶障害，遂行機能障害）	申請
14	四肢体幹機能障害，構音障害，高次脳機能障害（後遺症）	申請

## 結果と考察

### 本年度のインタビューにおける特徴的事例とその背景

ここでは、本年度のインタビューを行った全14事例のうち、特徴的な結果が得られた5事例（事例1, 2, 4, 5, 12）について、その経緯の詳細を説明する。実際には、ここで焦点を当てた配慮項目以外にも、それぞれの障害に伴う各種配慮を同時に複数申請している場合が多い。しかし、ここでは特に焦点となった措置の認可・不認可の結果とその経緯についてのみ記載した。すべてのインタビューの結果得られた、各障害学生の経験を示す時系列フローチャートを本報告書巻末の資料として添付した。

#### 事例1：筋ジストロフィによる肢体不自由

「PCソフトウェアによる計算過程の筆記が認められたが、日本語文字変換機能による一般的な文字入力方法は認められなかった事例」

Aさんは、筋ジストロフィによる筋力の低下で、ペンを持って紙に文字を書くことが難しい。そのため、通常の学習ではパソコンを使用して読み書きを行っている。教科書はページめくりが難しいため、教科書をスキャンしてパソコンに取り込み、パソコンの画面に表示させて読んでいる。文字を書くためには、通常は指先で操作するタイプのトラックボール・マウスを使用し、スクリーンキーボード（Windowsに標準装備のソフトウェア・キーボードで、画面上にキーボードが表示されるため、マウスやスイッチ等でキー入力操作が可能であるため、通常のキーボードを操作することが難しい障害のある人にとって有効）を使って筆記している。

紙とペンで文字を筆記することが難いため、特に数学と生物において、計算過程の筆記が難しい。大学入試センターの数学で、計算過程の筆記のためにパソコンの使用ができるかを事前に問い合わせた。その結果、代筆者は認められるが、Aさんは口頭での意思疎通が可能であるため、パソコンの使用は認めない、という回答であった。また、志望大学の一般（二次）試験においても、パソコンとスクリーンキーボードの使用が認められるかどうかを問い合わせたが、パソコン利用は難しいという回答であった。

そこでAさんは、日本語変換機能による文字入力を用いず、Windows標準の「ペイント」ソフト（マウスでキャンパスの上に絵を描くためのソフト）を使い、トラックボールを指先で操作して、ペイントソフトのキャンパスの上に、ペンで書くように文字や図形を書く訓練を行った。1年以上の練習によって、ペンで文字を書くように判読可能な文字を書けるようになった。練習を積んだとはいえ、時間計測をしたところ、健常者が紙とペンで文字を書く速度の倍以上はかかる（400文字の筆記に平均23分。健常者であれば10分程度）。スクリーンキーボードとマウスで日本語変換機能を使って文字入力を行うことがもっとも負担が小さいが、パソコン使用を認めてもらうためにこのペイントの利用に制限した。その結果、センター試験の数学と理科、および二次試験において、ペイントソフトの使用が認められた。

#### 事例1・考察

大学入試センターやAさんが受験した某大学の特別措置においては、入力補助のためのパソコン利用について、非常に厳しい制限があったことがわかる。Aさんの場合は、考えた末、通学する特別支援学校の教師とともにペイント

ソフトの利用を思いつき、訓練の末に獲得しているが、そのような特殊なスキルを得なければ受験に参加出来ない現状自体、不合理な状況であると言える。パソコン利用はペイントソフトでの筆記であれば認められているので、日本語の漢字変換プログラムが、自動的に漢字変換をしてしまうことが問題であると考えられた可能性がある。

しかし、たとえば点字での受験を行う視覚障害学生であれば、一般的な点字では漢字が表現出来ないため、漢文や漢字に関わる問題は免除となっている。この措置は、学習において漢字を学ぶ機会が少なく、また書くことも難しい視覚障害者にとっては合理的な配慮であるとも言える。しかし、漢字変換により結果的に漢字の記述を回避してしまうパソコンによる文字入力が、肢体不自由のために文字を筆記することが出来ない障害者の場合には認められないことは、一見すると矛盾があるように感じられる。もしくは、パソコン利用不許可の背景には、何らかの「テストによって本質的に評価している能力」を評価出来なくしてしまうという考えがあるのかもしれない。いずれにせよ、受験を実施する機関は、配慮の可否について、何らかの「公開されたポリシー」を示す必要がある。

## 事例2：筋ジストロフィによる肢体不自由

「入学後の生活準備の理由から一般入試を選択せず、AO入試を積極的に選択した事例」

Bさんは、これまで身体障害者向けの入所施設で暮らしていたが、大学進学を機に、将来の自立生活を見越して、一人暮らしを始めることにした。また、入試の配慮や申請、入試参加に必要な移動の準備と手続き、引っ越し、ヘルパー探し、住居の改修（トイレとバス）など生活準備や手続きを、できるだけ自分で行うことにした。

受験は、某4年生大学のAO入試を受験した。受験科目は小論文と面接。移動には車いすを使用しているが、筆記することができるので、手書きでレポートを作成し提出した。AO入試を選択した理由は、AO入試であれば9月末には結果が得られるため。その後入学までの生活準備に十分な時間がかけられる。一般入試であれば、結果は2月なので、それから4月の始業までに十分な時間をかけることが出来ない。そのため、本当は大学入試センター試験や一般入試も受けなかったが、積極的にAO入試にして良かったと思っている。

### 事例2・考察

AO入試は、センター入試の得点を勘案するといった規定があるものを除き、学力を問わないことが多い受験である。受験生の大部分が学力評価であるセンター試験または各高等教育機関が作成し、実施する学力試験を受験することが中心的な、日本における高等教育機関への受験選抜とは、趣の異なる受験方式である。志望する大学とコースがAO入試での選抜を行っている場合など、積極的にAO入試を選択する理由があれば問題とは言えないが、障害のある学生にとって、AO入試という選抜方式を選ばざるを得ない状況にあること、「障害者＝AO入試 or 推薦入試」という暗黙の了解が作られ、なんとなく、そのように受験しなければならないような社会的雰囲気を作られることは、公平な受験機会の提供のためには避けられるべきことである。

Bさんの事例にある「受験時期の問題」は重要な問題提起である。日本の受験は、一般的な受験日が年明けから年度末にかけての間に厳密に定められてる。また、これを逃すとまずやり直しができず、翌年まで待つ必要がある。一般的な入試の結果が2月から3月と、健康な学生と比較して、時には生命存続に関わる生活の準備に、より長い時間が必要な障害者にとっては、時期的に非常に困難であると言わざるを得ない。

#### 事例4：脳性麻痺による肢体不自由

「PCソフトウェアによる計算過程の筆記が認められた事例」

Cさんは脳性麻痺のため、四肢に不随意運動があり、紙とペンで素早く文字を書くことが非常に難しい（15画程度の漢字一文字を紙に鉛筆で筆記するために、1分30秒程度かかる）。通常はキーガード（キーボードの上に穴の開いたアクリル板を固定し、穴に指を落とし込んで文字を入力するための支援機器）を装着したパソコンのキーボードを使って、かな入力で文字入力をし、筆記の代わりとしている。しかし、不随運動があるため、8文字程度の入力に30秒かかる。または、構音障害があるため、慣れた人でないとCさんの発話を聞き取ることが難しい。

大学入試センター試験において、数学の計算過程を筆記するためと、代筆者に解答を伝えるために、計算式入力専用のソフトとパソコンの利用を申請した。その際には、中学校および高校の受験で、すでに同じソフトウェアを使って入試を行ったことを併記した。また、通常は決して行わないが、手書きで数学の試験を行った場合と、そのソフトウェアを使用して解答した場合で、センター試験過去問の解答出来た問題数や得点にどのように違いが出るかを担任教師とともに試行し、その結果（ソフトを使えば全問解答し、見直しまで可能で得点は85点。使わない場合、4問中3問しか解けず、得点は67点）を添えた。申請後に、ソフトウェアの説明書などの提出を追加で求められたが、結果としてパソコン利用と数式入力ソフトウェアの使用も認められた。

#### 事例4・考察

他のパソコン利用申請を行った事例と比較して、大学入試センター試験では、四肢の不自由（筆記の困難さ）と発話（コミュニケーション、意思伝達）の困難さが同時にあると、パソコンの利用が比較的認められやすいようであると推測させる事例である。または、この事例では「文字入力または筆記の速度」「配慮の有無による試験成績の変化」により困難さの客観化を行い、中高での「過去に配慮を受けた実績」を示すことで、他の教育機関での合理性判断結果を提示している。これらのエビデンス（証拠）を当事者側が十分に提示した事例である。

このようなエビデンスの提供は、配慮の合理性を検討する上で重要な材料となる。しかし、学生本人や保護者のみではそうしたエビデンスの取得は困難であり、申請書作成の段階で、専門家のアセスメントや相談が受けられる体制が必要であることがわかる。

#### 事例5：頸椎損傷による四肢麻痺

「代筆者による口述筆記が認められたが、希望する時間延長が認められなかった事例」

Dさんは、頸椎損傷のため頸部より下が麻痺しており、随意に動かすことが出来ない。そのため日常的には、ヘッドコントロールマウス（赤外線に反応するシールを頭部に貼り付け、パソコンのマウスを頭部の動きで操作する支援技術製品）のシールをアゴ先に貼り付け、スクリーンキーボードを操作して文字入力を行っている。日常の学習でも、このようにして筆記している。教科書や参考書は、実物の紙の書籍はページめくりが出来ないが、パソコンにスキャンして取り込んだ画像を使い、パソコンの画面に表示させることで独力でページめくりを行っている。

Dさんが筆記を独力で行うためには、文字入力をすべてパソコンで行う必要があるため、特に数学において、ひとつ大きな問題がある。それは、計算過程の記述である。パソコンの文字入力では、筆算を紙の上の自由な位置に素早く書くことが難しい。日常の学習では、数式を記述するための特別なソフトウェアを使用しているが、ヘッドコントロールマウスとスクリーンキーボードで、数式記述ソフトウェアを操作して計算過程を入力するには非常に長い時間がかかるため、時間制限のある試験では現実的ではない。

大学入試センター試験では、肢体不自由のある受験生のために、代筆の特別措置がメニューに用意されている。しかし、大学入試センター試験の受験案内には「代筆回解答とは、受験者が問題番号と解答を口頭で伝え、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です」と書かれており、Dさんが口頭で指示した計算過程の筆記やメモの筆記（つまり、口述筆記）に、代筆者が応じてくれるかどうかはわからなかった。

さらに、口述筆記により、パソコンでの入力よりは楽に速く書くことができるが、それでもまだ、もう一つの大きな問題が残されていた。それは、Dさんは自発的な呼吸が難しいため、数秒に一回、呼吸器が送り込む空気を吸い込んで吸気を行い、その空気が自然に押し出される呼気の流れを利用して、発話を行っている。そのため、発話に吸気のための間隙が空く。また、一度に長い文章を発話することが難しい。発話もやや明瞭ではない。したがって、呼吸が随意に行える人よりも、発話したいことを話すまでに時間がかかってしまう。大学入試センター試験の特別措置メニューには、肢体不自由のある人のために数学における1.3倍の時間延長が認められているが、1.3倍では十分とはいえない。

そこでDさんは、大学入試センター試験の特別措置申請に際して、「口述筆記」と「数学においてのみ2倍（その他は1.3倍）」の時間延長を申請した。両者ともに、通常の特別措置メニューには含まれていないものである。そこでDさんは、上記の状況説明に加えて、Dさんが口頭で述べた内容を大学受験程度の数学が理解可能な支援者にホワイトボードに筆記してもらった場合、どの程度の時間がかかるのかを、専門家（障害学生支援に携わる大学教員で、行動計測の専門性を持つ）に依頼して計測した。その結果、Dさんの口述筆記には、肢体不自由のない人が数式を筆記する時間と比較して、3倍以上の時間がかかることがわかった（英数字約13.5文字の筆記に、健常者が6.2秒、Dさんは20秒）。特別措置申請書には、その報告書を添えた。

その結果、試験会場の大学が用意する代筆者による「口述筆記」が認められた。また、2倍の延長は認められなかったが、「1.5倍の時間延長」が認められた。

## 事例5・考察

時間延長の問題は、非常に判断の難しい問題である。肢体不自由のある学生にとって、筆記がままならないために時間延長は望ましいが、現状では1.3倍が基本であり、1.5倍は数学と理科などで認められるに過ぎない。どのような時間延長までが合理的であるとするかは、試験を実施する機関のポリシーによる。時間延長は、単純に延長されることによって体力に困難のある者には大きな負担となるため、複数日の受験などの方法が望ましい。しかし、現状では大学入試センター試験ではそうした配慮は認められていない。国外事例では、公開された配慮メニューの中に、時間延長に個別のケースに合わせた柔軟性があったり、複数日の受験が認められているケースがある。

## 事例12：高次脳機能障害によって生じる読み困難

「時間延長措置が認められたが、音声読み上げや代読は認められなかった事例」

Eさんは、脳卒中の後遺症のために生じた高次脳機能障害による左半側空間無視があり、注意を向けた空間のうち、左半分を無視してしまうという障害がある。そのため、文字を読む際にも、横書きの文章であれば、行を変えたときに行頭がどこだったかを見失い、読む場所を間違えたり、英単語の「he」「she」「the」が単語の左半分を見落とすので区別が付かなかったり、漢字の「働」が「動」に見えたりと、読むことには大きな困難がある。文字を拡大したり、読んでいる場所に蛍光ペンで印をつけながら読むことで、読みの困難さは多少軽減されるが、それでも見落としは顕著であるため、普段はパソコンの音声読み上げソフト（画面に表示された文字をパソコンのソフトウェアが音声として読み上げてくれるもの）を使っている。

しかし、空間無視は認知の障害であり、視力という形では障害が現れないため、大学入試センター試験において視覚障害のため認められる時間延長措置の基準である「視能率90%以上の欠損」には、厳密には該当しない。Eさんには同名半盲（視野の半分が脳の損傷のため欠損する）があり、視能率は確実に50%以上欠損しているが、担当の神経眼科医からは、それ以上の欠損は半側空間無視であるため、視能率では計測することが出来ないという診断が得られた。また、大学入試センターの特別措置メニューには、高次脳機能障害など高次認知の障害についての規定がないため、どこで申請すればよいかがよくわからない。

過去、受傷後の2度にわたって大学入試センターを受験し、特別措置申請を行った経験がある。初回の申請時には、項目がないため申請出来ないと思い、読み上げソフトや時間延長等の申請は行わなかった。2回目の申請では、高等教育での読み上げソフトの利用を申請したが、それも認められなかった。いずれの回も、受験するにはしたが配慮が得られなかったため、「座っているだけ」となってしまった。3回目の今年度の受験では、1.3倍の時間延長が認められたが、音声読み上げソフトや代読者の利用は許可されなかった。

### 事例12・考察

音声読み上げは、視覚障害や学習障害、そしてEさんのような高次脳機能障害による読み障害など、多様な障害種別に共通する「読み困難」をサポートする支援技術である。または、人間によって「代読」という形で支援が提供されることもある。こうした障害のある人は、時間延長がなされたとしても、読み上げの支援なしにはテスト問題にアクセスすることが困難である。国外では典型的な合理的配慮のメニューとして許可される事例が多い。音声読み上げを合理的配慮として活用することは、国内では非常に困難または許可された前例がないことがわかる。